

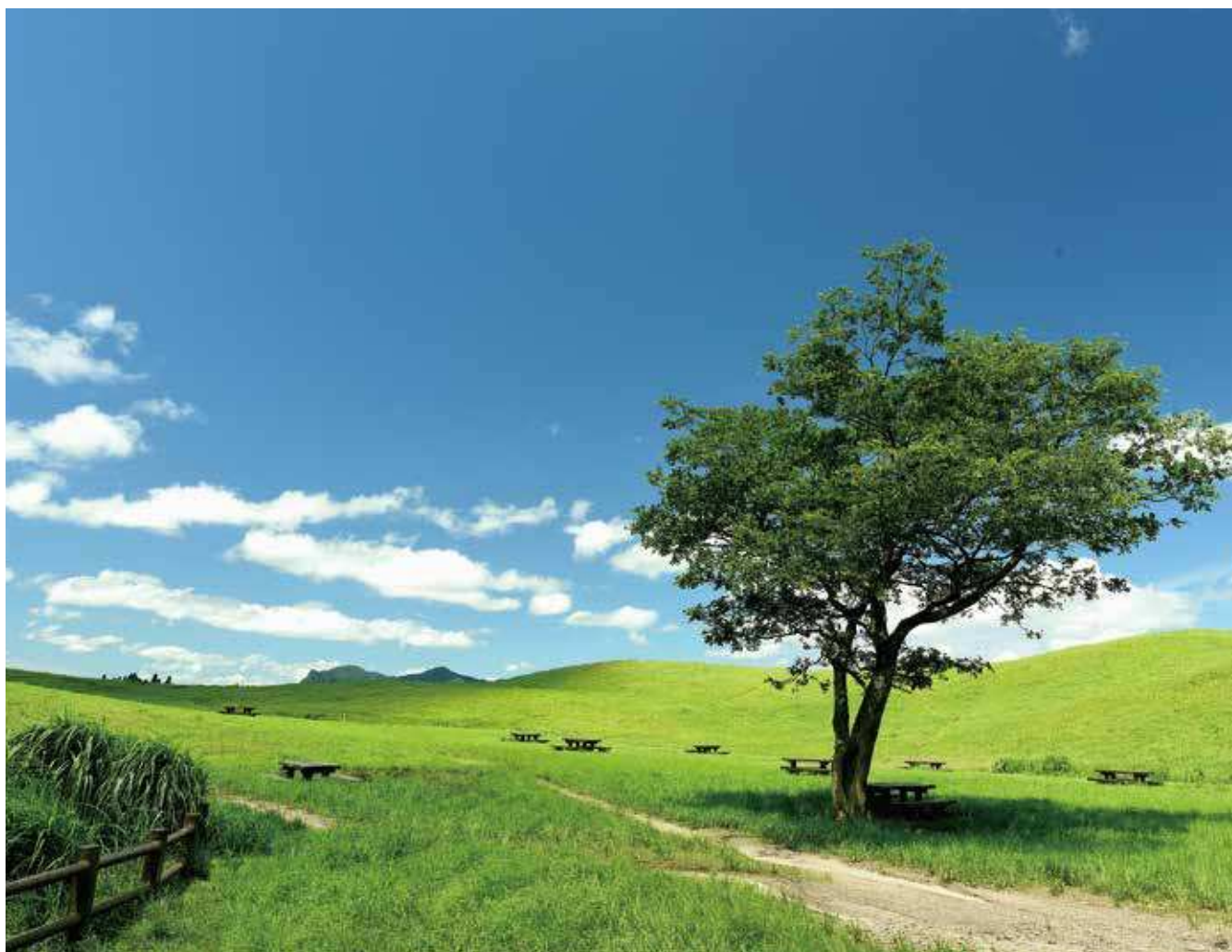
保証四季報

2020年

a quarterly information magazine



号



曾爾村

Contents

企業とともに未来を拓く

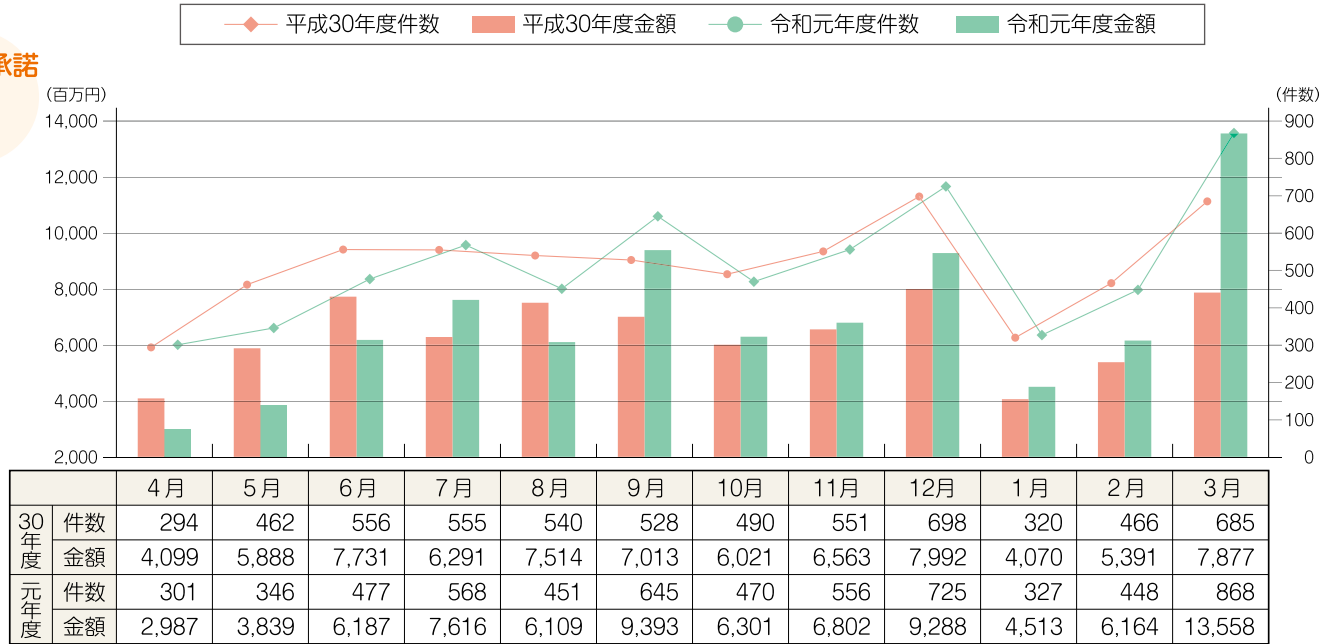


奈良県信用保証協会

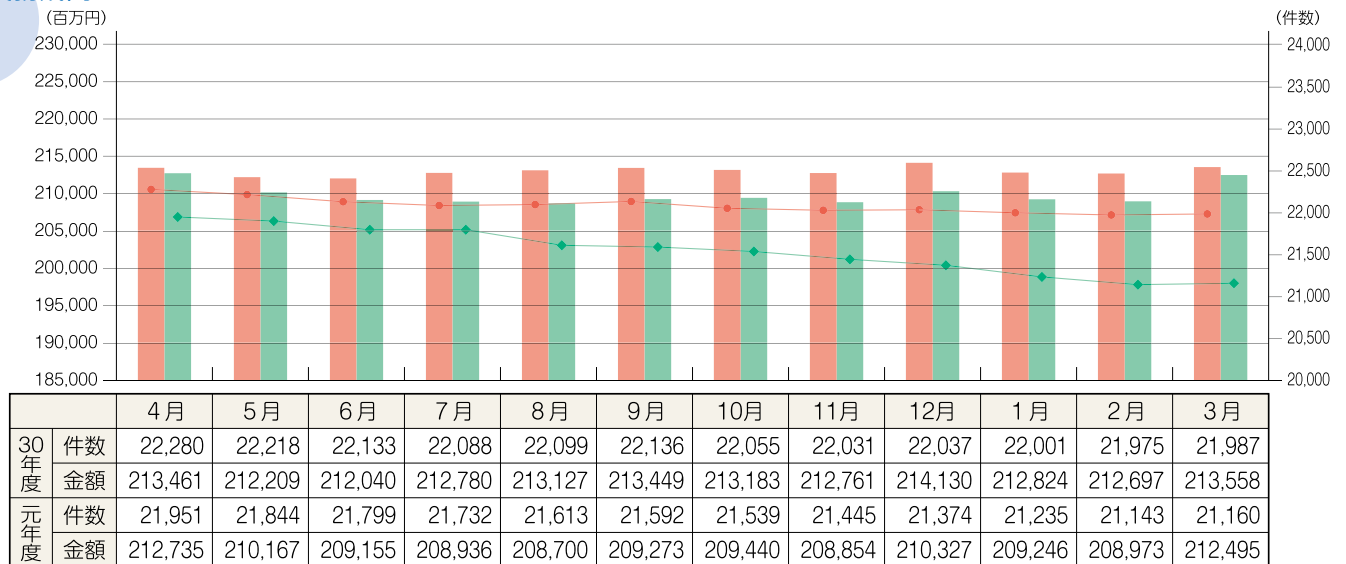
- 保証動向・金融機関別保証状況 2
- 業種別状況・制度別状況 4
- 金融機関紹介／奈良信用金庫 6
- ほしよれぼ 8
- お知らせ 新型コロナウイルス感染症に係る制度と相談窓口
民法改正に伴う保証協会実務の改正点について
保証制度の創設
古物営業法の許可単位の見直しについて
娯楽業に係る取扱い変更について
借入人と許可等名義人が異なる場合の取扱いについて
- 女性創業セミナーを開催しました
「事業承継セミナー&個別相談会」を開催しました
県内商工会議所、奈良県商工会連合会との覚書締結式
コンプライアンス態勢について
令和2年度 組織について
- 市町村紹介／曾爾村 18

保証動向

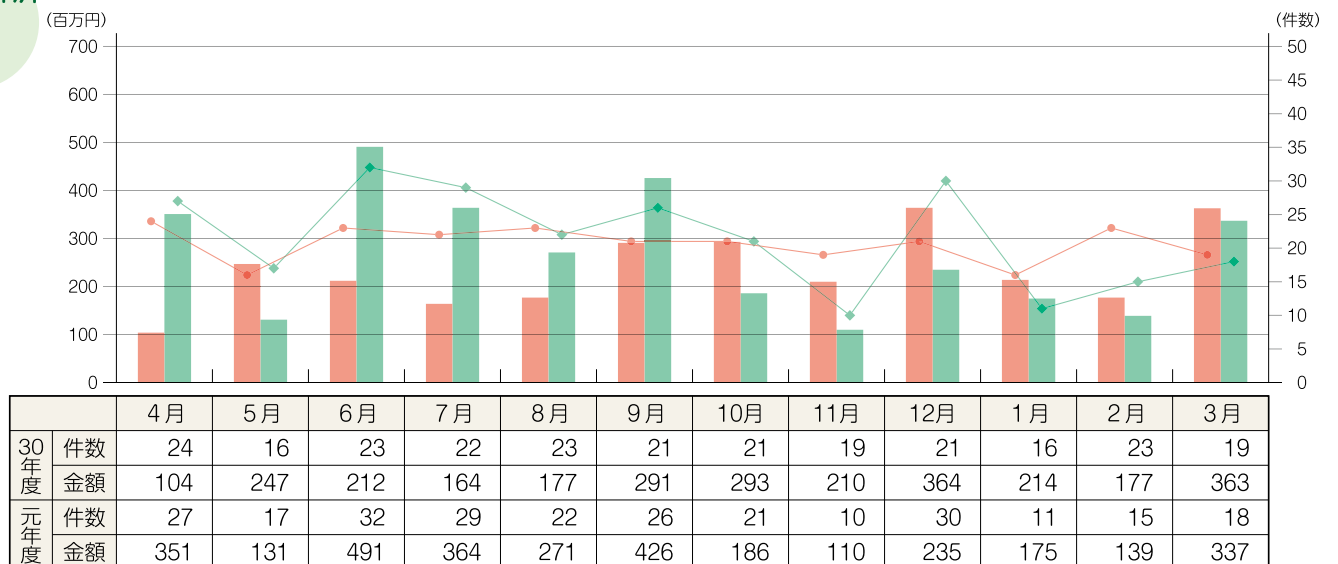
保証承諾



保証債務残高



代位弁済



令和元年度累計（令和元年4月～令和2年3月）

（単位：千円）

	保 証 承 諾			保証債務残高			代 位 弁 済		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
りそな銀行	136	4,138,775	202.2	613	10,921,414	106.8	4	43,958	12.3
三井住友銀行	15	505,576	24.2	158	3,517,340	84.3	1	4,832	7.5
三菱UFJ銀行	12	285,600	132.5	107	1,381,171	72.2	3	98,050	231.4
みずほ銀行	2	35,000	63.6	32	293,880	72.4	1	20,562	128.4
都市銀行	165	4,964,951	112.6	910	16,113,804	96.4	9	167,401	34.9
南都銀行	2,263	33,743,475	90.6	10,284	107,763,134	91.3	138	1,974,707	148.6
京都銀行	143	2,061,550	140.7	428	4,430,731	120.0	3	30,789	31.8
紀陽銀行	38	801,500	112.3	180	2,252,233	97.2	5	57,638	488.6
関西みらい銀行	33	869,300	255.7	130	1,946,907	133.0	4	52,538	644.9
百五銀行	1	3,000	—	5	34,566	78.2	0	0	—
地方銀行	2,478	37,478,825	94.2	11,027	116,427,571	92.7	150	2,115,673	146.4
中京銀行	49	1,022,700	82.9	181	2,920,171	106.6	3	34,865	174.6
第三銀行	33	355,000	133.7	107	934,352	100.0	1	1,631	127.5
第二地方銀行	82	1,377,700	91.9	288	3,854,523	104.9	4	36,497	171.7
奈良中央信用金庫	1,475	16,516,590	123.1	3,721	31,231,584	114.4	40	298,034	83.7
大和信用金庫	1,435	14,931,420	133.4	3,757	29,581,424	111.7	38	407,356	147.8
奈良信用金庫	439	6,085,569	123.1	1,180	12,582,023	113.9	15	176,801	127.8
京都中央信用金庫	57	813,600	166.1	97	1,049,456	176.7	1	5,524	—
大阪シティ信用金庫	16	253,500	197.3	42	555,343	90.4	1	8,674	—
新宮信用金庫	13	136,400	115.6	36	312,276	117.7	0	0	—
北伊勢上野信用金庫	1	5,000	12.5	4	42,521	98.9	0	0	—
信用金庫	3,436	38,742,079	127.7	8,837	75,354,627	113.6	95	896,390	116.4
近畿産業信用組合	15	121,000	288.1	37	182,376	158.1	0	0	—
信用組合	15	121,000	288.1	37	182,376	158.1	0	0	—
商工組合中央金庫	6	72,800	69.5	61	562,037	79.6	0	0	—
政府系金融機関	6	72,800	69.5	61	562,037	79.6	0	0	—
合計	6,182	82,757,355	108.3	21,160	212,494,938	99.5	258	3,215,960	114.3



制度別保証状況

令和元年度累計（令和元年4月～令和2年3月）

（単位：千円）

保証制度名		保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
		件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会	一般	1,133	19,972,895	66.3	5,347	65,348,109	88.4	71	934,024	117.3
	夏季特別	264	1,427,200	59.7	1,130	3,163,724	77.3	8	36,575	206.9
	夏季特別（一括）	52	292,400	96.8	31	194,500	83.7	2	10,036	—
	年末特別	227	1,240,200	57.4	1,202	3,869,786	74.8	9	55,881	185.1
	年末特別（一括）	60	366,400	75.3	55	346,900	77.6	1	5,021	—
	事業性評価保証	111	2,928,200	488.0	131	3,020,636	534.1	0	0	—
	短期継続ワイド保証	536	11,845,800	—	519	11,508,800	—	1	12,058	—
	短期継続保証	420	6,589,390	86.1	403	6,369,190	87.0	1	2,809	—
	フレッシュ15	59	296,700	46.1	288	931,063	95.5	1	823	—
	集約ローン	63	1,624,600	78.9	186	4,912,539	119.7	5	181,414	519.4
	みらい奈良70保証	117	1,097,450	—	112	942,210	—	0	0	—
	三信金連携スピード保証	428	3,124,900	—	397	2,709,450	—	0	0	—
	ネクスト奈良保証	115	1,926,100	—	101	1,672,916	—	0	0	—
	長期経営資金	1	60,000	—	32	976,199	84.2	0	0	—
	当座貸越	30	582,000	70.7	98	1,712,760	93.1	1	12,163	—
	アドバンス当貸	53	1,270,000	72.2	97	2,779,734	93.4	0	0	—
	カードローン	57	377,900	128.1	112	706,466	99.5	1	4,101	—
	リトルカード	126	355,600	71.0	303	819,431	107.7	1	4,677	93.0
	危機関連	8	350,000	—	0	0	—	0	0	—
	経営安定関連（セーフティネット）	87	2,765,700	264.1	1,320	20,542,501	80.9	23	427,591	55.8
会	創業関連	48	222,640	84.5	128	463,655	129.0	2	12,199	58.6
	創業等関連	3	24,500	30.4	23	107,032	86.7	0	0	—
	特定社債	32	1,784,000	90.3	120	5,953,920	128.4	0	0	—
	流動資産担保融資	2	112,000	100.0	3	215,424	99.9	0	0	—
	経営力強化保証	3	27,000	14.4	24	373,671	76.1	0	0	—
	改善サポート	4	90,000	30.9	54	1,528,222	89.9	0	0	—
	経営力向上関連	3	89,000	21.7	15	528,143	93.8	0	0	—
	全国小口	103	416,186	96.4	363	871,076	96.3	7	19,926	154.9
	事業継続力強化関連	1	30,000	—	1	29,500	—	0	0	—
	無担保パワフル保証	121	4,163,000	68.0	803	17,352,858	88.4	2	57,506	21.6
	タイアップ50	17	286,200	78.8	193	2,138,856	81.4	0	0	—
	デラックス100	71	2,355,000	82.6	214	6,378,514	93.4	0	0	—
	合計	4,355	68,092,961	106.4	14,430	176,022,799	98.8	171	2,579,592	106.5
県	経営強化	171	1,909,320	78.7	803	5,150,025	84.7	14	167,428	271.7
	小規模企業者支援資金	132	617,030	136.7	286	981,123	161.8	1	1,781	190.1
	地域産業振興	21	246,100	82.4	161	834,578	85.9	5	19,349	65.9
	経営環境変化・災害対策	20	172,500	—	99	776,860	89.1	6	73,134	160.8
	大規模経済危機等対策資金	7	260,000	—	1	30,000	—	0	0	—
	セーフティネット	39	785,100	1,869.3	81	620,073	100.3	6	48,982	395.2
	改善サポート	1	39,000	46.4	12	313,007	101.8	0	0	—
	事業承継支援資金融資保証	1	40,700	—	1	40,700	—	0	0	—
	創業支援	184	997,050	118.7	497	1,969,885	142.1	6	29,649	220.1
	チャレンジ応援資金	203	3,585,189	139.7	535	6,962,828	152.5	1	8,363	77.6
	地域未来投資促進資金	11	510,000	76.0	64	3,691,830	95.9	0	0	—
	働き方改革推進企業等応援資金	17	395,000	1,975.0	21	399,906	688.2	0	0	—
	新エネルギー等対策資金	23	326,785	98.9	102	1,300,847	115.6	0	0	—
	既存事業者による宿泊施設開業支援	3	310,000	831.1	18	736,537	145.3	2	41,087	273.4
	宿泊施設増改築・設備整備支援	5	123,300	126.5	36	583,525	76.9	0	0	—
	インバウンド等対応資金	4	105,000	—	4	103,054	—	0	0	—
	研究開発支援資金保証	5	139,500	117.9	10	244,217	357.3	0	0	—
	改元等対応資金	1	5,800	—	1	5,800	—	0	0	—
	合計	848	10,567,374	132.4	3,211	27,425,641	105.6	62	544,799	171.5
市町村	奈良市	263	1,089,660	83.4	900	2,294,127	88.7	6	19,897	78.1
	大和高田市	126	697,000	118.9	433	1,435,583	103.5	4	19,566	114.8
	大和郡山市	54	235,100	115.6	141	339,352	105.7	0	0	—
	天理市	54	180,280	92.9	219	461,272	97.2	2	4,205	80.4
	橿原市	197	765,100	79.7	675	1,655,084	101.8	6	18,231	383.5
	桜井市	39	155,900	59.8	191	462,922	90.7	1	2,916	—
	五條市	1	3,000	100.0	7	5,183	75.1	0	0	—
	御所市	2	12,000	—	11	16,990	91.2	0	0	—
	生駒市	52	301,700	94.6	239	864,379	94.7	4	25,175	170.2
	香芝市	82	285,950	118.2	272	654,657	111.9	0	0	—
	葛城市	35	141,800	167.2	103	200,258	108.7	1	112	—
	宇陀市	22	56,430	58.5	86	144,221	90.3	0	0	—
	田原本町	32	117,900	61.5	163	364,049	89.1	1	1,467	—
	平群町	10	27,500	5,500.0	14	28,159	415.2	0	0	—
	吉野町	7	17,700	122.1	45	64,626	76.4	0	0	—
	明日香村	3	10,000	50.0	20	55,634	72.4	0	0	—
	合計	979	4,097,020	91.3	3,519	9,046,499	96.8	25	91,569	122.1

※当年度・前年度ともに利用のない制度については、表示を省略しています。

業種別保証状況

令和元年度累計（令和元年4月～令和2年3月）

（単位：千円）

業 種 名		保 証 承 諾			保証債務残高			代 位 弁 済		
		件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
製造業	ゴム・プラスチック工業	136	2,823,220	98.6	516	8,139,844	90.7	6	211,566	185.9
	ゴム製品製造業	43	650,070	124.4	100	1,253,189	96.9	5	48,036	—
	その他の工業	204	1,914,100	103.2	725	5,131,770	99.2	5	22,992	2,807.9
	ソフトウェア業	28	209,000	102.7	79	417,733	116.3	3	5,103	—
	化学工業	10	134,000	89.3	79	1,191,616	75.7	1	50,110	—
	家具・建具工業	51	356,360	116.3	140	865,945	69.3	4	198,384	2,600.3
	機械工業	89	1,658,770	129.2	301	4,005,147	98.4	2	17,551	—
	金属工業	121	2,076,140	119.3	429	6,336,954	105.4	0	0	—
	紙工業	25	449,700	116.8	83	1,138,896	102.9	0	0	—
	車両工業	15	401,000	110.5	54	1,049,779	100.6	0	0	—
	情報処理サービス業	3	32,000	216.2	8	58,434	120.4	0	0	—
	食料品工業	83	1,441,779	103.1	339	5,037,737	93.3	2	6,589	—
	製版・製本業	3	21,000	200.0	6	24,711	95.8	0	0	—
	石油・石炭製品工業	1	3,000	—	1	2,550	—	0	0	—
	繊維品工業	166	2,459,190	130.6	560	5,893,490	99.7	17	216,754	82.2
	船舶工業	3	12,000	—	3	11,250	283.5	0	0	—
	電気機器工業	28	275,850	85.7	87	1,325,079	98.4	0	0	—
	農林漁業	1	3,000	100.0	3	7,061	88.5	0	0	—
	皮革工業	13	250,476	70.6	37	656,412	93.2	0	0	—
	木材・木製品工業	94	1,394,000	112.5	361	4,011,778	91.5	4	46,622	28.9
	窯業	26	715,000	119.1	119	2,169,835	102.7	0	0	—
製造業 計		1,143	17,279,655	111.5	4,030	48,729,209	95.9	49	823,708	138.9
建設業		1,548	21,345,796	102.3	5,089	50,819,531	100.8	62	663,773	132.6
卸売業		598	9,228,940	111.3	2,175	24,585,881	97.9	55	813,346	86.7
小売業		823	10,262,960	104.2	2,913	26,720,370	99.7	24	374,421	135.7
飲食店		365	2,812,420	118.8	1,114	6,341,235	109.7	31	204,464	248.7
不動産業		280	4,198,610	132.7	852	9,433,013	117.6	7	32,015	34,495.3
運送業		213	4,909,943	127.9	803	12,899,395	99.7	5	94,661	120.2
物品預り・駐車場業		1	4,800	38.4	11	36,492	49.5	3	29,601	—
電気・ガス・熱供給・水道業		24	318,585	156.3	70	710,730	177.9	0	0	—
印刷業		35	360,490	60.1	162	1,756,019	84.6	0	0	—
出版業		4	94,000	130.6	15	182,238	125.1	0	0	—
サービス業	その他のサービス業	1	10,000	100.0	4	29,838	116.2	0	0	—
	その他の運輸サービス業	12	115,000	100.5	53	740,224	89.8	0	0	—
	その他の技術サービス業	74	841,960	100.8	256	1,900,720	100.5	2	42,921	667.4
	その他の事業サービス業	95	776,420	79.8	307	2,156,111	97.8	1	2,955	39.6
	その他の生活関連サービス業	64	625,386	77.1	220	1,702,437	95.3	1	4,585	283.4
	医療・福祉業	311	3,393,830	94.4	1,060	8,929,947	104.0	7	37,976	292.9
	映画・娯楽業	17	208,010	127.2	56	670,149	118.6	0	0	—
	教育・学習支援業	64	490,300	158.8	174	897,586	109.8	3	22,225	103.2
	広告業	23	214,000	102.8	74	381,308	93.8	1	8,674	91.8
	宿泊業	45	763,100	196.2	185	2,306,825	89.7	4	43,834	42.7
	情報通信サービス業	5	17,600	46.3	29	95,299	124.8	0	0	—
	職業紹介・労働者派遣業	7	230,000	79.9	30	615,668	109.6	0	0	—
	専門サービス業	103	529,950	134.9	329	1,057,554	107.1	0	0	—
	洗濯・理美容・浴場業	188	1,535,220	100.9	598	3,444,695	109.4	2	15,021	30.4
	廃棄物処理業	53	1,129,400	114.2	203	2,687,278	92.2	0	0	—
	物品賃貸業	30	468,480	75.7	120	1,227,039	96.1	0	0	—
	旅行業	15	151,500	191.8	34	250,160	145.6	0	0	—
サービス業 計		1,107	11,500,156	101.5	3,732	29,092,836	101.0	21	178,190	53.8
保険媒介代理業		16	93,000	342.8	51	174,342	124.3	0	0	—
郵便業		1	1,300	260.0	2	1,440	288.0	0	0	—
通信業		0	0	—	1	16,994	86.8	0	0	—
インターネット附随サービス業		5	18,000	25.5	20	115,046	93.9	1	1,781	12.6
合計		6,182	82,757,355	108.3	21,160	212,494,938	99.5	258	3,215,960	114.3

廃業等により業種分類できないものがある為、合計が一致しない場合がございます。前年度比につきましては、一致しない場合がございます。

奈良信用金庫

本店営業部

本店営業部エリア について

「金魚が泳ぐ城下町」大和郡山市の中心部に位置する当店は大和郡山市の指定金融機関として、地域経済のお役に立つよう日々業務に取り組んでおります。

柳澤家の城下町として栄え、江戸時代より武士の副業としてはじめられた金魚の養殖が盛んで、夏には「全国金魚すくい選手権大会」が開催されます。またエリア内には奈良県下最大の工業団地である昭和工業団地があり、製造業も盛んです。

市内には、近鉄線やJR線の各駅、西名阪自動車道や京奈和自動車道があり大阪、京都、兵庫への交通アクセスも良好で大都市のベッドタウンとしての側面も持ち合わせており、今後さらなる発展が見込まれる地域です。

支店の方針・特徴



支店長
大 矢 博 司 氏

1928年9月郡山信用組合の本店として営業を開始。2年前には設立90周年を迎えました。100周年に向けて地域の皆様から信頼される信用金庫を目指して参ります。

歴史ある大和郡山市の指定金融機関として地域に密着した金融サービスの提供に努めています。また奈良県経済に貢献すべく橿原市、大和高田市、葛城市、香芝市等にも営業エリアを広げており、お取引先数も増加しております。

常にお客様の話を聴き、お困りごとやご要望等情報を集め、課題解決のために当金庫ができることは何なのか、部長をはじめ店内で協議し、提案に繋げています。

保証協会融資についても、お客様の資金繰りを聴き、各種制度融資や新制度を提案し成約に繋げており、お陰様で前年度は感謝状を頂きました。今年度も保証協会融資を活用し、中小企業の成長支援を目指しております。また、貴協会と親密に連携し、職員一丸となって業務に取り組んで参ります。



行員紹介

当店の業務を支える業務推進課と融資課のメンバーを紹介します。

当店のスローガンである「5つの約束」、「①嘘をつかない誤魔化さない」「②ルールを守る」「③期限を守る」「④目標に拘る」「⑤報告・連絡・相談の徹底」のもと、地区担当者6名、融資課員4名、役席3名が日々汗をかいています。渉外担当者、融資課員は30代前半までの若手中心であり、経験不足な点もございますが、大矢部長・役席者からの日々のサポートや指導、同行訪問により、日々成長しています。また、店内で情報を共有しあい、お客様の立場にたって何ができるかを考え営業しています。また、地域のイベントにも積極的に参加し、地域の活性化への貢献も目指しています。

今後も地域経済の発展に貢献する金融機関としてお客様と職員がともに笑顔になれるような取り組みを行って参ります。また、地域中小企業の円滑な金融サービス提供による地域社会の発展・成長支援のためには、貴協会との連携が不可欠であり、今後も更なるご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

本店営業部プロフィール



ブラッキー

奈良信用金庫
イメージキャラクター

沿革

昭和3年9月
有限責任郡山町信用組合
設立
昭和26年10月
郡山信用金庫となる
昭和30年9月
奈良市信用金庫と合併、
奈良信用金庫 発足
昭和55年4月
現在地に移転

住所

大和郡山市南郡山町529番地の6

支店長

大 矢 博 司

職員数

28名

男女比

男 17人
女 11人

平均勤続年数(年)

12.9年

■新型コロナウイルス感染症に係る制度と相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、各種制度の取扱いを開始し、経営相談窓口を開設しています。

また、当協会ホームページ（<http://www.nara-cgc.or.jp>）金融機関専用ページに最新情報を随時掲載しています。IDとパスワードの入力が必要です。ユーザーID又はパスワードについては、総務企画課（0742-33-0548）まで

	セーフティネット保証 4 号		セーフティネット保証 5 号	
	（全国制度） 経営安定関連特別融資保証	（県制度） セーフティネット対策資金融資保証	（全国制度） 経営安定関連特別融資保証	（県制度） セーフティネット対策資金融資保証
概要	自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要がある場合に、保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%を保証する。		全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%を保証する。	
対象中小企業者	（イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っている事 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事 ※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要		（イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 （ロ）指定業種に属する事業を行っており、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者 ※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要	
責任共有	責任共有対象外		責任共有対象	
保証限度額	2億8,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （県危機関連保証との合算では1億円） （一般保証とは別枠）	2億8,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （県危機関連保証との合算では1億円） （一般保証とは別枠）
保証期間	10年 （据置期間1年以内）	7年 （据置期間1年以内）	10年 （据置期間1年以内）	7年 （据置期間1年以内）
保証料率	0.9%	0%	0.8%	0%
融資利率	金融機関所定利率	0%	金融機関所定利率	0%
その他				



相談窓口の設置

- ◆相談窓口名 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」
- ◆開設時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- ◆相談窓口担当部署 本店 経営支援部 TEL：0742-33-0552
高田支店 TEL：0745-22-9551

え、中小企業の資金繰り支援措置として
す。金融機関専用ページへは、ユーザー
お問合せください。

危機関連保証		一般制度
(全国制度) 危機関連保証	(県制度) 大規模経済危機等対策資金	(県制度) 経営環境変化・災害対策資金
内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショックや東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置 ※本措置は、原則1年以内と予め期限を区切って実施（但し、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能）		災害被害を受けた方、関連企業の再生手続開始申立等で売掛債権を有する方、売上高等の減少により業績が悪化している方、社会的要因により資金繰りに支障をきたしている方等
以下の2つを満たす事 (イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 (ロ) 新型コロナウイルスに起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる。 ※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要		社会的要因による一時的な業況悪化又は突発的理由により資金を必要とするもの
責任共有対象外		責任共有対象
2億8,000万円 (セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円) (一般保証とは別枠)	5,000万円 (県セーフティネット保証との合算では1億円) (一般保証とは別枠)	5,000万円 (セーフティネット・危機関連とは別枠)
10年 (据置期間2年以内)	10年 (据置期間2年以内)	7年 (据置期間1年以内)
0.8%	0%	0%
金融機関所定利率	0%	0%
・指定期間内に貸付を実行する必要あり ・取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、協会に対してその内容を報告する必要あり（但し、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない）		

■民法改正に係るQ & A

- Q.1** 施行日前に保証承諾し連帯保証人がいる案件につき、施行日以降に条件変更をした場合公正証書の作成は必要か
- A.1** 施行日前の保証承諾であり公正証書は不要となります。また、根保証の更新（条件変更）の場合も公正証書作成は不要となります。
- Q.2** 信用保証委託契約における連帯保証人は、貸付契約における連帯保証人と同一であるが、それぞれに関して公正証書の作成が必要になるのか
- A.2** 各連帯保証人が同一の場合でも、連帯保証契約の内容は信用保証委託契約及び貸付契約でそれぞれ異なるため、各契約の内容に応じて公正証書を作成する必要があります。また、各々の口授内容が1通にまとめられた公正証書が作成されることも想定されますが、その場合は、当該公正証書の正本又は謄本の写しを協会へ送付して下さい。基本的に正本又は謄本は金融機関で保管し代位弁済時に保証協会にそれを引き渡すことになります。なお、作成費用は保証意思毎に必要となります。
- Q.3** 複数口を同時に申込める場合は、公正証書は保証口毎に必要か。複数口分の内容が網羅されていれば、それらがまとめて作成されることも差し支えないか。
- A.3** 原則として保証口毎に作成される必要がありますが、複数口分の内容が網羅されていればまとめて作成されても差し支えありません。但し、作成費用は保証意思毎に必要となります。
- Q.4** 「現に従事している」か否かはヒアリングによって確認するとしているが、どの程度の内容がヒアリングにより確認できれば、「現に従事している」と評価することができるか。
- A.4** 「現に従事している」とは、文字どおり、信用保証委託契約上の連帯保証契約の締結時においてその個人事業主が行う事業に実際に従事しているといえることが必要であり、単に書類上事業に従事しているとされている（確定申告書等において配偶者が専従者とされている）だけでは足りません。また、連帯保証契約の締結に際して一時的に従事したというのでも同様に足りません。
- Q.5** 当初保証承諾時は連帯保証人が「代表者等」であったため、公正証書を作成しなかったが、その後根保証の更新（条件変更）の際に、当該連帯保証人が第三者（代表者等以外）となっていた場合は、公正証書の作成が必要か。
- A.5** 根保証の更新（条件変更）の際に第三者となっていた場合は、公正証書の作成が必要となります。
- Q.6** 連帯保証人が死亡し、相続人の一人が法定相続分を超えて当該連帯保証債務を承継する場合に、当該相続人に関して公正証書を作成する必要があるのか。
- A.6** 不要。公正証書は保証契約を締結する前提として作成するものであり、一度締結された保証契約に基づいて発生した保証債務が相続などによって承継される際には作成を必要としません。
- Q.7** 公正証書（信用保証委託契約及び貸付契約に係るもの）を作成してもらい、同公正証書の作成から1ヶ月以内に保証承諾をしたが、金融機関がその期間内に貸付契約を締結できなかった場合は、再度、同公正証書を作成し直す必要があるか。
- A.7** 保証協会は1ヶ月以内に保証承諾をしているため、信用保証委託契約上の連帯保証契約は有効に成立している。したがって、必要に応じて保証書の有効期間を延長しつつ、貸付契約に係るものに限り再度作成すればよい。
- Q.8** 令和2年4月1日以降に連帯保証人を徴求する際、公正証書を作成していたが、その後にリスク等をする場合に公正証書を再度作成してもらう必要があるのか。
- A.8** 当該連帯保証人について公正証書の再作成が必要か否かは、基本的に、①口授事項の変更にあたるか、②口授事項の変更だとして当該変更が連帯保証人にとって不利益といえるか、③その変更の効力を連帯保証人に及ぼすためには当該連帯保証人の合意を得なければならないかによって判断することになります。
期間延長…不要 借換え…要 当座貸越根保証の更新…要 当座貸越根保証から確定保証へ…不要 減額返済…不要
- Q.9** 信用保証委託契約上の連帯保証人について公正証書が作成され、有効に連帯保証契約が成立した後に、併存的債務引受や免責的債務引受をする場合の公正証書の作成が必要か。
- A.9** 併存的及び免責的債務引受は、既に発生している債務を引受人が引き受けるにすぎず、保証契約の変更もしくは新たに保証契約を締結するものではないことから、公正証書の作成は不要となります。
- Q.10** 根保証の更新（条件変更）の際に信用保証委託契約に係る公正証書の再作成（又は作成）が必要とした場合、「1ヶ月以内に作成」とは、いつ時点を基準とすればよいか。
- A.10** 保証期間の終期（更新日）の前1ヶ月以内に作成する必要があります。更新日までに公正証書の作成が間に合わず、更新日を経過する場合は新規切替での継続となりますので、注意して下さい。

■保証制度について

新設

下表のとおり、保証制度が新設されました。

○協会制度

制 度 名	申込人資格要件
ロングラン20	県内で事業活動を行う中小企業・小規模事業者であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、且つ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの。 ② 業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、且つ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの。 ③ 前各号に準ずるもので、債務超過でなく当期利益計上の見込みがあり償還能力があると認められるもの。
すたーとカード	次のすべてを満たす創業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者。 (1) 創業から3年未満である。 (2) ①、②のいずれかに該当すること。 ①当協会の保証利用がある。 ②本件保証と同時に他の保証を申込している。 (3) 創業したことが確認できる資料を提出できる。 ・法人の場合…登記事項証明書(写) ・個人の場合…開業届(写) (4) 返済緩和の借入金がない。 (5) 信用保証協会付き事業者カードローン当座貸越根保証の利用がない。
2020特別保証	保証申込時点において現に事業を行っている中小企業・小規模事業者。

○県制度

制 度 名	申込人資格要件
県制度小規模企業者 支援資金 (商工会・商工会議所枠)	中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者であって、商工会・商工会議所の経営指導員等による経営指導を6ヶ月以上受けている中小企業者。



資金使途	保証限度額	保証期間	返済方法	保証料率	備 考
運転資金 設備資金 運転設備資金	2億8,000万円	20年以内 (据置期間5年以内)	元金均等 返 済	0.4～1.71%	事前相談が必要。 据置期間中に限り毎期 決算書の提出が必要。 取扱期間 R2.4.1～ R3.3.31協会受付分
運転設備資金 (借換不可)	300万円 (決算期が未到来もしくは確定申告が白色の場合は200万円)	1年以内	当座貸越 根保証 (随時弁済 約定弁済)	0.29～1.52%	業歴5年未満に限り更新可。 取扱い期間 R2.4.1～
運転資金 設備資金 運転設備資金	5,000万円	10年以内 (1年以内の据置可)	元金均等 返 済	0.38～1.61%	事前相談が必要。 協会申込受付処理後、 原則として3営業日以内に保証書を発行。 取扱期間 R2.4.1～ R3.3.31協会受付分

資金使途	保証限度額	保証期間	返済方法	保証料率	備 考
運転資金 設備資金 運転設備 (借換不可)	2,000万円 (既存保証 残高を含める)	10年 (据置1年以内)	元金均等	商工枠0.21～1.44% (既存0.23～1.59%)	商工会・商工会議所の 推薦書 既存の県制度に必要書類を添付し申込み 取扱期間 R2.4.1～ R3.3.31協会受付分

■古物営業法の一部改正に伴う中小企業信用保険上の取扱いについて

令和2年4月1日より古物営業に係る許可単位が見直されました。従来、古物営業にかかる許可は営業所等が所在する都道府県ごとに必要でしたが、改正後は主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける際にその届出を行うことで足りるとされました。

令和2年4月1日以降の保証申込時の許可の取扱いは、以下の(1)～(3)のとおりです。

- (1) 令和2年4月1日以降、新たに古物営業法による許可を受ける場合
通常どおり許可（新法下の許可）の写しの提出が必要です。
- (2) 改正前の古物営業法による許可を1つの公安委員会のみから受けている場合
当該届出を行った場合は、新たに許可を提出することは不要です。（旧法下の許可）※1
- (3) 旧許可を2つ以上の公安委員会から受けている場合
 - ①令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
当該届出を行った場合は、新たに許可を提出することは不要です。（旧法下の許可）※1※2
 - ②令和3年4月1日以降
新法下の許可の写しを提出してください。※3

※1 届出を行い、適法に事業を営んでいる場合は信用保証委託申込書内の許認可等の欄「有」を○で囲み、保証申込を行ってください。

※2 令和2年3月31日までは、営業所等が所在する都道府県ごとに許可が必要でしたが、令和2年4月1日以降は主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける際にその届出を行うことで足りるとされました。

※3 新法下の許可の交付申請を行わなければ許可失効します。

■娯楽業（デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフ）に係る取扱いの変更について

令和2年4月1日より、デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフを設置して客に遊戯される事業について、次の①②要件を満たす場合は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下、風営法）第2条第1項第5号の規制対象とならず、保証の対象となります。なお、同事業に係る保証申込時には、風営法の対象外である旨の「宣誓書」を提出する必要があります。

- ①従業員が目視又は防犯カメラの設置により、当該営業所に設置されている全てのデジタルダーツ及びシミュレーションゴルフの遊技状況を確認することができること。
- ②当該営業所に風営法第2条第1項第5号に規定する営業の許可を要する遊技設備（以下「対象遊技設備」という。）が他に設置されていないこと（デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフ以外の対象遊技設備が設置されている場合であって、当該対象遊技設備設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して当該対象遊技設備が客の遊技の用に供される部分が占める割合が10パーセントを超えない場合を含む）。

■借入人と許可等の名義人とが異なる場合の取扱いの変更について

令和2年4月1日より、生活衛生関係の事業並びに酒類販売業及び酒類製造業以外の個人企業において借入人（事実業の経営者）と許可等の名義人とが異なり、許可名義人が借入人と三親等内である場合、許可名義人を連帯保証人とする運用が廃止されます。この場合、借入人（申込人）と許可名義人が連署した宣誓書を提出することにより、借入人名義で許可等を取り直さなくても差し支えありません。

当座貸越特殊保証及びカードローン特殊保証については、保証時（令和2年4月1日以降に条件変更で更新を行う場合は最初の更新時）にのみ宣誓書を提出すれば許可名義人を連帯保証人とする必要はありません。なお、施行日以降に継続新規で更新する場合についても、宣誓書の提出が必要です。

当協会のイベント

女性創業セミナーを開催しました

令和2年2月11日「ラ・ポーズの森 カフェラ・ポーズ」において、女性のための創業セミナーを実施致しました。チアフル株式会社 松本 梓氏より「知識も経験もない私がどのように起業したか」、有限会社オフィス・ビー 森 麻佐美氏より「一歩踏み出すためのマーケティングセミナー」を講演していただきました。交流会では、当協会職員も交えてスイーツを堪能しつつ、情報交換を行いました。「具体的な経営前からのお話やどう経営していったのかを聞けて大変参考になりました」、「開業後も質問・相談ができることがわかりました」等の感想をいただきました。当協会は、女性らしい多様な社会進出の一つとして、協会創業保証について広く知って頂く機会を設けていきます。



事業承継セミナー＆個別相談会を開催しました

令和2年2月13日「ホテルリガーレ春日野」において、事業承継セミナー＆個別相談会を実施致しました。奈良県事業引継ぎ支援センター 保延 薦氏より「事業承継の進め方（入門）」、奈良働き方改革推進支援センター 北場 好美 特定社会保険労務士より「スムーズな事業承継実現のための労務管理体制の見直しについて」を講演していただきました。また、当協会は事業承継関連保証制度、経営支援取り組みのご案内をいたしました。



今後も「事業承継への準備・気づき」の機会を設けるとともに、実体に添った最善の策を掲げていただけるよう取り組んでまいります。

県内商工会議所、奈良県商工会連合会との覚書締結式をしました

令和2年1月21日に県内商工会議所、令和2年2月25日に奈良県商工会連合会と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。今後、奈良県信用保証協会と県内商工会議所、奈良県商工会連合会が力を合わせることでより一層中小企業の支援活動に努めてまいります。



■コンプライアンス態勢について

奈良県信用保証協会は、公的保証機関として、協会の公共的使命と社会的責任の重みを認識するとともに、役職員の自覚と意識に基づき社会規範や企業倫理を遵守し、コンプライアンスを重視した透明性の高い組織をめざします。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、プログラムの実践状況の検証・評価を行うとともに、統括部署を定めコンプライアンス・マニュアルの整備や活動状況の確認に努めています。

■奈良県信用保証協会倫理憲章

- ①信用保証協会の公共性と社会的責任
- ②質の高い信用保証サービス
- ③法令やルールの厳格な遵守
- ④反社会的勢力との対決
- ⑤地域社会に対する貢献



■令和2年度コンプライアンス・プログラム（抜粋）

コンプライアンス 組織体制の整備	⇒	①法令遵守状況の把握 ②諸施策の評価 ③法令遵守に関する事項の審議 ④コンプライアンス担当者会議の開催
対外広報の充実	⇒	①ホームページ、保証四季報に取り組み姿勢を掲載
コンプライアンス 態勢の強化	⇒	①反社会的勢力の排除 ②コンプライアンス・チェックシートの実施及び結果の検証による態勢強化 ③各部署におけるコンプライアンス態勢の強化 ④CSRへの積極的な取り組み
研修・啓蒙活動	⇒	①コンプライアンス研修 ②外部研修機関への参加 ③外部講師による研修の実施 ④内部研修の実施

令和2年度 組織図

経営支援部	[部長] 竹林	[次長] 勝田	保 証 課	[課長] 今西	[課長代理] 木口・藤岡	堀田・高木 ^(麻) ・堀川 西下・西口・一二・西岡
			創 業 支 援 課	[課長] 辰巳	[課長代理] 吉田	伊藤 ^(怜) ・高木 ^(邦)
		[次長] 片岡	経 営 支 援 課	[課長] 林	[課長代理] 武田	小山・谷村・植田 ^(裕) 小林・矢野・山口・岡本・井上
高田支店	[支店長] 中尾	[副支店長] 羽川	[支店次長] 薮田・菅田	[考査役] 松井	[支店長代理] 山崎	植松・沼田・中村・森 ^(知) 畠・開本・末満
	管理部	[部長] 弓場	[次長] 胡内 ・森 ^(弘)	代位弁済 グループ	[グループ長] 尾野	[グループ長代理] 中谷 ^(優子)
管理課				[課長] 森 ^(弘)		伊藤 ^(有) ・永田・熊谷・上村・鈴木・ 政野・稻田・金澤

令和2年度 新入職員紹介

奈良県信用保証協会の新入職員をご紹介します。



にし ぐち そういちろう
西口 聡一郎
経営支援部 保証課



趣味 ゴルフ

自己PR 学生時代に学んだことを活かし、日々頑張ります。

意気込み ご迷惑をおかけすることもあります
が、一日でも早く活躍できるよう精
一杯努力しますので、よろしくお願い
致します。



ひらき もと とも や
開本 智哉
高田支店



趣味 野球・ゴルフ・ビリヤード

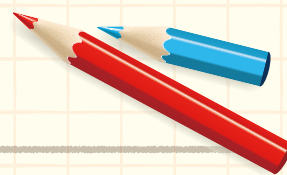
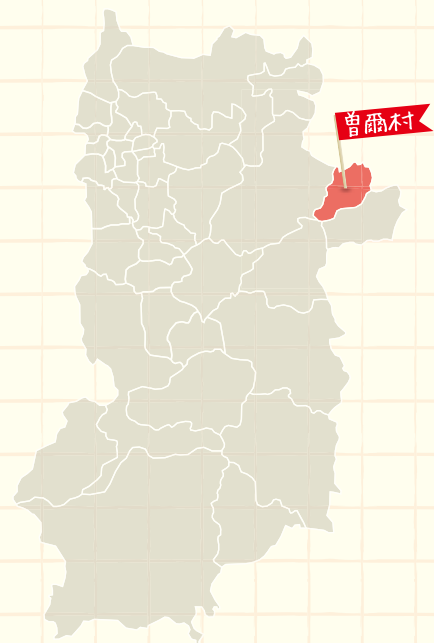
自己PR 学生生活を通して学んだことを活かし、成長できるよう努めます。

意気込み 一日でも早く、力になれるよう精
一杯努力しますので、よろしくお願い
致します。



曽爾村

奈良県内の
市町村を
ご紹介いた
します。



清らかな曽爾川の流域に開ける曽爾村は、奈良県の東北端、三重県境に接する位置にあり、村の大半を占める山地は室生火山群に属し、村の西側を占める鎧岳、兜岳、屏風岩などの山々は、至る所に柱状節理の岩壁をむき出して聳え立つ壮大な断崖群です。この山々は、活動を終えた火山群が長い年月を経て、曽爾川等に侵食されて出来あがったもので、火山地形の少ない近畿地方には珍しい景観をなし、その美景は国の天然記念物に指定されています。東に位置する倶留尊山、亀山、古光山などのなだらかな山々とその山の麓に開ける雄大な曽爾高原一帯は室生赤目青山国定公園に指定されています。「東海自然歩道」も村の美しい山地を通ります。屏風岩、鎧岳、兜岳と曽爾川の渓谷を隔てて古光山、亀山、倶留尊山、曽爾高原を「奥香落」と総称され、この地はまさに山紫水明の名にふさわしく、何千万年も続く悠久の美が、村民をはじめ、遠方からの多くの旅人の目を楽しませてくれています。

観光資源(自然)



曽爾高原

日本300名山の一つ倶留尊山。この山から亀の背に似た亀山を結ぶ西麓に広がるのが曽爾高原です。曽爾高原は一面がススキに覆われた草原で、2月から3月にかけて毎年山焼きが行われ、春から夏にかけては一面に青い絨毯を敷かれたような爽やかな姿をみせます。秋にはススキの穂が陽射しを浴びて銀色・金色に輝き毎年たくさんの観光客が訪れます。また、曽爾高原の中腹には「お亀伝説」が残るお亀池があり、湿地特有の稀少な植物を見ることができます。近年、曽爾高原のススキの生育不良が注視され、メディア等でもススキの悪化について取り上げられるようになりました。曽爾村の観光のメインでもある曽爾高原のススキの衰退は、村全体に多大な損失を与えることになります。そこで、曽爾村では

平成30年度からふるさと納税を活用した「曽爾高原再生プロジェクト事業」を開始し、ススキの植え替えや有機肥料の散布を実施してきました。まだ、大きな変化は見受けられませんが継続していくことで将来的には曽爾高原本来のススキを甦らせていく方針です。

屏風岩公苑

屏風岩（高さ940m）は兜岳の西側にあり、奇峯がその名の示すように南面にあたかも屏風を立てたように屹立しています。その幅2km、鋸の刃のように鋭く聳え、垂直に柱状節理の岩壁が約200mの断崖をなしています。岩壁にはミツバツツジなどが咲き誇り、麓に広がる公苑は、春には大木の山桜が咲き乱れ、夜にはライトアップも行われ幻想的な世界が広がります。秋には、紅葉で彩られる岩壁とのコントラストは圧巻です。屏風岩は昭和9年12月に国の天然記念物に指定されています。



済浄坊溪谷

横輪川にできた溪谷です。清冽な滝とエメラルドグリーンの淵が連続し、大小の岩が溪谷美をかたちづくっています。春は新緑が川面に映え、夏は豊富な水量が涼感を誘い、木々の間から吹く緑の風が爽やかです。秋の紅葉もしみじみと美しいです。済浄坊の滝（高さ27m幅6m）は、昔この滝に済浄坊という仏寺があって、修験者がこの滝で行水して身を清め水煙大不動明王の霊を仰いだと伝えられています。長走りの滝（高さ30m）は、伝統によると井上喜曾に射られた大蛇が怒って今井の方面へ長く縦に走ったことから名付けられたと伝えられています。



鎧岳、兜岳

鎧岳（高さ849m）別称雄岳は、あたかも天を摩す鎧を着たような雄々しい岩山であることから名付けられています。鎧岳の中腹には流紋岩質熔結凝灰岩が冷えるときに縮んで、柱のような岩石の割れ目ができた柱状節理の岩壁があります。境目が数段あり、何度も火山灰が堆積し、古い堆積物と新しい堆積物との間に筋が付いていることから、大きな火山爆発が何度もあったことが伺えます。また、兜岳（高さ920m）別称女岳は、鎧岳のすぐ西側にあり、鍬型の兜のよい山容から名付けられています。鎧岳・兜岳の遊歩道が整備されたこともあり、ハイカーが多く訪れるようになりました。今では人気のハイキングコースの一つです。

歴史（伝統）

曾爾の獅子舞

第21代雄略天皇の御代からあるという由緒ある古社の門僕神社の秋祭りで行われます。1718年（享保3年）に、大字長野の人たちが伊勢の国に行って、



伊勢大神楽を習ってきたことを起源とする、有名な「曾爾の獅子舞」が奉納されます。多くの見物客が取り囲む円の中心で演じられる様子は一種独特の雰囲気があります。奉舞、神前舞、悪魔払、参神楽、獅子踊り、接ぎ獅子、荒舞の一連の曾爾の獅子舞は、種類の豊富さと質の高さが評価され、昭和54年に奈良県無形民俗文化財に指定されています。

漆塗り発祥の地

平安後期に成立した古辞書「以呂波字類抄」引くところの「本朝事始」に、第12代景行天皇の皇子武皇子（日本書記では「日本武尊」）が宇陀の阿貴山に猟に行った時、木の枝を折るとその木汁で手が黒く染まり、その汁を集めて持ち物に塗ると美しく染まったので、この



曾爾の郷に漆部造（ぬりべのみやつこ）を置きました。これが日本の漆塗りの始まりといわれています。この漆部の人々が曾爾沿い一帯に住み、漆塗りの原汁を採取して、朝廷（奈良—平安朝）に奉ったそうです。門僕神社前の漆部橋を渡って山に入ると、漆部造の屋敷跡が残っていたといわれています。現在、曾爾村塩井地区に「ねんりん舎」を置き、漆文化の復興、多様な文化と繋ぐための発信をしています。また、曾爾村が一丸となって漆の植樹や保護活動を進めています。

行政

行政機関では、多様化する住民のニーズや、少子高齢化問題など、村民と行政がともに考え、知恵を出し合うことで地域全体の力を向上させていくためにいろいろな施策を企画・立案して各種事業に取り組んでいます。曾爾村議会は、村民によって選ばれた8名の議員で構成され、村の重要な意志を決定する機関です。議会は年4回開催される定例会と、必要に応じて開かれる臨時会からなり、ここで決定された事項は執行機関に送られます。また、曾爾村の行政事務も広範、複雑化しており、本会議のみでは十分な調査・審議ができないため、議会の内部機関として常任委員会を設置し、合理的、専門的に運営されています。

本店

〒630-8668
奈良市法蓮町163-2

保証課 TEL (0742) 33-0552
創業支援課 FAX (0742) 33-0553

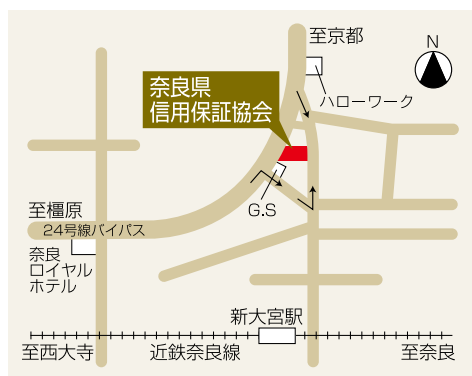
経営支援課 TEL (0742) 33-0559

代位弁済グループ TEL (0742) 33-0555

管理課 TEL (0742) 33-0554
FAX (0742) 33-3883

総務企画課 TEL (0742) 33-0551
TEL (0742) 33-0548
FAX (0742) 35-4501

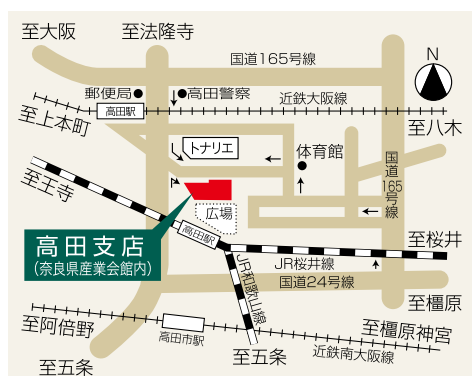
検査室 TEL (0742) 33-0512



高田支店

〒635-0015
大和高田市幸町2-33
(奈良県産業会館内)

TEL (0745) 22-9551
FAX (0745) 22-9558



<http://www.nara-cgc.or.jp>